

愛知県農林水産部農林基盤局が管理する  
土地改良施設及び農地海岸施設の  
緊急的な災害対策支援等に係る協定書

愛知県農林水産部農林基盤局

愛知県農業土木研究会

## 愛知県農林水産部農林基盤局が管理する土地改良施設及び農地海岸施設の 緊急的な災害対策支援等に係る協定書

愛知県農林水産部農林基盤局（以下「甲」という。）と愛知県農業土木研究会（以下「乙」という。）は、災害時における甲が管理する土地改良施設（尾張西部排水施設及び矢作川利水施設）及び愛知県が管理する農林水産省農村振興局所管及び国土交通省・農林水産省の共管する海岸保全施設（以下「県管理施設」という。）の緊急的な災害対策支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、県管理施設において台風、地震等により災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合に、以下の業務等により、二次災害の防止や迅速な災害活動の実現等に努めることを目的とする。

- 一 巡視業務（海岸施設については別途締結する「農地海岸施設の緊急時における巡視業務等に係る協定書」による。）
- 二 災害応急工事

### （緊急連絡体制等）

第2条 甲及び乙は、協力要請や情報提供のため、この協定の締結後、速やかに組織一覧表及び緊急時の連絡体制（以下「緊急連絡表」という。）を策定するものとする。

- 2 緊急連絡表は、甲と乙が休日、夜間等を含め、円滑に連絡できるものとする。
- 3 また、乙は各会員の連絡先と共に、各会員の出勤可能人員及び保有・備蓄資機材を明記し、毎年、報告するものとする。
- 4 甲及び乙は、緊急連絡表に変更が生じた場合、速やかに相互に報告するものとする。
- 5 乙は、各会員の出勤可能人員及び保有・備蓄資機材に大幅な変更が生じた場合は、甲に報告するものとする。

### （要請の方法）

第3条 巡視結果の報告又は施設管理者からの報告により甲は、災害応急工事の必要がある場合は、様式第1号により乙に協力要請を行う。

- 2 乙は、前項の要請があった際には、災害応急工事の実施について、甲に協力するものとし、対応可能な会員を選定のうえ、速やかに様式第2号により甲へ報告するものとする。
- 3 乙は、対応可能な会員を複数選定する場合は、代表者を定め、その構成員を報告するものとする。

- 4 甲は、同条第2項及び第3項の報告を受けた結果を被災した県管理施設を所管する農林水産事務所長に様式第3号により通知するものとする。
- 5 災害応急工事の要請は、同条第4項の通知を受けた農林水産事務所長が同条第2項で選定された会員（以下「選定会員」という。）に様式第4号による出動要請書により行うものとする。

#### （災害応急工事の実施）

第4条 第3条により出動要請を受けた選定会員は、様式第5号により出動要請をした農林水産事務所長に対して応諾した旨を連絡するとともに、直ちに災害応急工事に着手しなければならない。ただし、二次災害の恐れがある場合は、この限りではない。

#### （契約の締結）

第5条 被災した県管理施設を所管する農林水産事務所長は、様式第5号の連絡があったときは、遅滞なく契約手続きを進めるものとする。

#### （費用の積算）

第6条 被災した県管理施設を所管する農林水産事務所長は、災害応急工事に要した費用について、第4条において実施された内容を確認し、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の制定について（昭和52年2月14日付け、農林水産事務次官通知）」及び愛知県農林水産部設計単価表（農地関係）等に基づき積算を行う。

#### （損害の負担）

第7条 災害応急工事の実施に伴い、甲（県管理施設を所管する農林水産事務所長を含む。）又は乙（選定会員含む。）の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は応急対策資機材等に損害が生じた場合は、乙は、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲と協議して定めるものとする。

#### （協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の末日までとする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定を変更もしくは終了させる申し出がない場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### （協定の解除）

第9条 協定締結後、乙又は選定会員が正当な理由なく、本協定の履行を怠った場合

は、甲は本協定の解除を行うとともに、「総合評価落札方式」における評価の対象外とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙又は選定会員が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- 一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - 二 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - 四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - 五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 六 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙又は選定会員に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの協定を解除したことにより、乙又は選定会員に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じた際は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成28年 6月 7日

甲

愛知県農林水産部農林基盤局長

山本 信介



乙

愛知県農業土木研究会

会長

木金哲久

